

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、高松港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成29年3月28日

高松港港湾管理者 香川県

代表者 香川県知事 浜田 恵 造

1 港湾計画の変更の概要

平成27年10月20日香川県公告（高松港港湾計画の変更の概要）によりその概要を公示した高松港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 公共埠頭計画（新規）

地区名	港湾施設（諸元）
朝日	岸壁（水深10メートル、1バース、延長218メートル）

(2) 臨港交通施設計画（変更）

名称	起点	終点	車線数
臨港道路F地区7号線	朝日地区公共埠頭	臨港道路朝日町本線	4
臨港道路F地区21号線	臨港道路F地区7号線	臨港道路F地区2号線	4

(3) 土地利用計画（変更）

地区名	面積（ヘクタール）	用途
朝日	29	埠頭用地
	56	港湾関連用地
	77	工業用地
	15	交通機能用地
	13	危険物取扱施設用地
	10	緑地

(4) 大規模地震対策施設計画（変更）

名称	起点	終点	車線数
臨港道路F地区7号線	朝日地区公共埠頭	臨港道路朝日町本線	4
臨港道路朝日町本線	臨港道路F地区7号線	市道高松海岸線	4
臨港道路F地区21号線	臨港道路F地区7号線	臨港道路F地区2号線	4
臨港道路F地区2号線	臨港道路F地区21号線	臨港道路B地区1～4号線	4
臨港道路B地区1～4号線	県道高松東港線	臨港道路F地区2号線	4

(5) 港湾施設の利用（新規）

地区名	港湾施設（諸元）
朝日	岸壁（水深10メートル、1バース、延長218メートル） （物資補給岸壁）

2 港湾計画の縦覧の場所

高松市番町4丁目1番10号 香川県土木部港湾課